

平成30年度

南九州市の情報公開・個人情報保護制度の運用状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

平成31年4月

南九州市総務課行政係

第1 情報公開制度

1 公文書開示請求の処理状況

(1) 開示請求書の処理状況

開示請求	左の処理状況（決定内容等）			
	開示	部分開示	不開示	取下げ
21	8	9	4	0

備考 「開示請求」件数は、收受した開示請求書に基づき開示決定等を行った件数です。

(2) 開示請求書の到達方法

窓口	郵送	F A X	電子メール	計
18	3	0	0	21

(3) 公文書の写しの交付状況

公文書の種別	開示の実施方法	件数
文書又は図画	複写機により複写したもの	14
録音テープ	録音カセットテープに複写したもの	0
ビデオテープ	ビデオカセットテープに複写したもの	0
電磁的記録	用紙に出力したもの	0
	電磁的記録媒体に複写したもの	3

(4) 公文書開示請求の実施機関別処理状況

実施機関		請求 件数	左の処理状況（決定内容等）			
			開示	部分開示	不開示	取下げ
市	総務課	14	6	7	1	
	企画課	2	1	1		
	市民生活課	1			1	
	建設課	2		1	1	
長	福祉課	1			1	
教育委員会		1	1			
選挙管理委員会						
監査委員						
固定資産評価審査委員会						
議 会						
合 計		21	8	9	4	0

(5) 公文書開示請求の請求者別内訳

市 内			市 外			計
	個人	法人等		個人	法人等	
13	11	2	5	0	5	18

第2 個人情報保護制度

1 保有個人情報開示請求等の状況

(1) 開示請求の処理状況

開示請求	左の処理状況					審査請求
	開示	部分開示	不開示	取下げ	簡易開示	
8					8	0

備考 「開示請求」件数は、收受した開示請求書に基づき開示決定等を行った件数です。

(2) 開示請求の方法

窓口	郵送	FAX	電子メール	計
8				8

(3) 開示状況

開示の実施方法	件数
閲覧又は視聴	8
写し又は複写の交付	
その他	

(4) 保有個人情報開示請求の実施機関別処理状況

実施機関		請求 件数	左の処理状況（決定内容等）				
			開示	部分開示	不開示	取下げ	簡易開示
市長	総務課	8					8
	教育委員会						
	選挙管理委員会						
	監査委員						
	固定資産評価審査委員会						
	議会						
	合計	8					8

(5) 簡易開示（開示請求等の特例）による開示実施一覧

	試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験 者数	開示 件数
				開始日	終了日		
1	南九州市職員採用 試験						
	第1次試験	総務課	試験結果	H30.10.12	H30.11.12	38	2
	第2次試験	総務課	試験結果	H30.11.14	H30.12.14	23	4
2	指宿南九州消防組 合職員採用試験						
	第1次試験	総務課	試験結果	H30.10.12	H30.11.12	27	2

3 情報公開・個人情報保護審査会

1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況（直近5年間）

(1) 年次別処理件数

年度	請求 件数	決定又は裁決				取下げ	処理中
		却下	棄却	認容			
				全部	一部		
平成26年度	0						
平成27年度	0						
平成28年度	1				1		
平成29年度	2	1	1				
平成30年度	0						

(2) 審査請求別の処理状況

年度	平成28年度	
審査請求年月日	平成28年9月30日	
公文書の名称等	平成28年度南九州市民生委員推薦会会議録	
事務担当課	福祉課	
原決定内容	決定年月日	平成28年8月30日
	決定内容	不開示
	理由	条例第7条第4号
審査会	諮問年月日	平成28年10月4日
	答申年月日	平成28年11月15日
	答申内容	不開示とした対象公文書「平成28年度第1回南九州市民生委員推薦会会議録」及び「平成28年度第2回南九州市民生委員推薦会会議録」は、一部の個人情報に係る部分を除き、開示すべきである。
裁決	裁決年月日	平成28年11月25日
	裁決内容	本件審査請求に係る処分を取り消し、「平成28年度第1回南九州市民生委員推薦会会議録」及び「平成28年度第2回南九州市民生委員推薦会会議録」を、一部の個人情報に係る部分を除き開示する。

年度	平成29年度－1	
審査請求年月日	平成29年8月14日	
公文書の名称等	昭和45年度諏訪運動公園整備事業にかかる川辺町●●の土地売買契約書	
事務担当課	財政課	

原 決 定 内 容	決 定 年 月 日	平成29年 7 月 26 日
	決 定 内 容	部分開示
	理 由	条例第 7 条第 1 号
審 査 会	諮 問 年 月 日	平成29年10月 6 日
	答 申 年 月 日	平成29年11月16日
	答 申 内 容	部分開示とした対象公文書「昭和 45 年度諏訪公園整備事業にかかる川辺町●●の土地売買契約書」のうち、契約相手の住所、氏名及び印影を不開示とした決定は、妥当である。
裁 決	裁 決 年 月 日	平成29年11月20日
	裁 決 内 容	本件審査請求を棄却する。

年度	平成29年度－ 2	
審 査 請 求 年 月 日	平成29年 9 月 3 日	
審 査 請 求 の 名 称 等	昭和45年12月25日付け土地売買契約（川辺町●●）の取消し	
裁 決	裁 決 年 月 日	平成29年10月12日
	裁 決 内 容	本件審査請求を却下する。 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 1 条第 2 項により当該処分行為に該当しないことから不適法であるため。